**「国際化拠点整備事業費補助金 大学の世界展開力強化事業 アジア高等教育共同体（仮称）形成促進（国際質保証制度設計業務）」に関する企画書（様式）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 団体名等 | 団体名 | 代表者職名 |  |
| 代表者氏名 |   |
| 所在地　〒 |
| 事務連絡先 職名： 　氏名： 　住所： 　TEL： 　FAX：E-mail： |

|  |
| --- |
| １ アジアにおける大学間交流プログラムに対する共通質保証基準作成業務の概要 |
| ２共通質保証基準（素案）に基づく認定審査及び経年審査の試行等業務の概要 |
| ３アジアの質保証機関との協議・連絡調整に係る業務の概要 |
| ４広報・普及業務の概要 |
| ５業務を確実に遂行するための管理体制 |
| ６業務の実施のための経費執行体制（経理事務体制） |
| ７業務に係る経費内訳 |
| ８ワーク・ライフ・バランス等の推進*※　以下の認定等を取得している場合は、「女性の活躍推進に向けた公共調達の取組の実施について」（平成２８年９月２日文部科学省大臣官房会計課事務連絡）に規定されている認定等を証する書類を提出すること。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。**○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等**・認定段階１（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）**・認定段階２（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）**・認定段階３**・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が３００人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）**○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）**・くるみん認定**・プラチナくるみん認定**○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定**・ユースエール認定* |